



金融庁における法令適用事前確認手続（照会書）

令和元年7月3日

金融庁監督局総務課金融会社室長殿

金融庁における法令適用事前確認手続に関する細則2.(3)の規定に基づき、下記のとおり照会します。

なお、照会及び回答内容が公表されることに同意します。

記

1. 法令の名称及び条項

貸金業法（昭和58年法律第32号）第2条第1項、同法第3条第1項及び同法第11条第1項

2. 将来自らが行おうとする行為に係る個別具体的な事実

照会者は、金融機関（貸金業者を含みます。以下同じ。）と金融機関からの融資を希望する方（以下「ユーザー」といいます。）のマッチングプラットフォームの開発及び運営を予定しております。本サービスの概要は以下のとおりです。

(1) ユーザーによる本サービスへの登録

ユーザーは、本サービスの利用に際して、借入希望額、借入希望理由、年収その他照会者が指定する情報及び(3)に定義する本通知を行うために必要となるメールアドレス（以下、これらの情報を総称して「本登録情報」といいます。）を、照会者がユーザー向けに提供する本サービスの登録用ウェブページにて登録（以下「本登録」といいます。）します。

なお、本登録に際して、ユーザーは、氏名、住所及び電話番号を登録する必要はなく（ただし、ユーザーが居住する都道府県は登録する必要があります。）、また、本登録情報のうち借入希望額及び年収については、照会者が指定する一定の金額の幅の中から選択すれば足り、それ以上に具体的な情報の登録は不要です。また、照会者は、登録用ウェブページに、本登録が金銭消費貸借契約締結の申込みを意味するものではない旨の掲示を行います。

#### (2) 金融機関による本サービスへの登録

金融機関は、本サービスの利用に際して、金融機関名、所在地、連絡先、金融機関又は貸金業者としての登録番号その他照会者が指定する情報を、照会者が金融機関向けに提供する本サービスの登録用ウェブページにて登録します。なお、照会者は、金融機関の登録に際して、上記登録情報を参照して、当該金融機関が、各業法において必要とされる免許や登録を受けていることを確認し、確認の結果、必要な免許又は登録の取得が認められなかった場合には、本サービスの利用を拒否します。

#### (3) 金融機関によるユーザーへの通知

金融機関は、各ユーザーが登録した本登録情報を閲覧し、当該金融機関が提供するカードローンサービス等に関する情報（以下「本金融機関情報」といいます。）をユーザーに通知（以下「本通知」といい、本通知を行う金融機関を「本通知金融機関」といいます。）します。

本金融機関情報には、本通知金融機関が管理するウェブサイト（以下「本通知金融機関ウェブサイト」といいます。）のURLが含まれており、ユーザーは、当該URLをクリックすることで、本通知金融機関ウェブサイトに移移することができます。また、ユーザーは、各ユーザーのために個別に設けられた当該ユーザーのみが閲覧できる専用ページ（以下「マイページ」といいます。）において、本通知金融機関を識別することが可能であり、マイページから本通知金融機関ウェブサイトに移移することも可能です。

なお、本金融機関情報及び本通知金融機関ウェブサイトは、各金融機関の裁量と責任において作成されるものであり、照会者はその作成及び内容に一切関与しません。また、照会者は、金融機関が本サービスを利用する前提条件として、金融機関が、本通知においてユーザーに対する融資の具体的条件及び融資の実現可能性に関する情報その他照会者が指定する情報を記載することを禁止します。

さらに、本通知は、照会者からユーザーに対して当該ユーザーが登録したメールアドレス宛にメールを配信する方法により行われるため、本サービス上で、本通知金融機関及びユーザーが相互に直接メッセージ等を送受信することはできず、さらに、照会者は、本通知を除き、金融機関の指示を受けてユーザーに対する通知を行うことはありません。

#### (4) ユーザーによる本通知金融機関に対する融資の申込み

ユーザーが、本通知金融機関ウェブサイトを閲覧した結果、当該本通知金融機関に融資の申込み（以下「本融資申込み」といいます。）を行う場合には、当該ユーザーは

自ら本通知金融機関ウェブサイトを通じて本融資申込みを行わなければならない、本サービスを通じて本融資申込みを行うことはできません。

(5) 本通知金融機関による審査

本通知金融機関は、ユーザーから本融資申込みを受領した場合、当該本通知金融機関独自の判断で融資の可否を決定し、照会者はかかる判断に一切関与しません。

(6) 金銭消費貸借契約の締結

ユーザー及び本通知金融機関が金銭消費貸借契約を締結する場合（以下「本金銭消費貸借契約」といいます。）、照会者は、本金銭消費貸借契約の締結に向けた条件の説明及び交渉並びに契約書の授受その他本金銭消費貸借契約の締結に必要な手続には一切関与しません。

(7) 本サービスの利用料

照会者は、①金融機関の本サービスへの登録、②本通知、③本融資申込み、④本金銭消費貸借契約の成立、の全部又は一部が発生することを条件として、金融機関から本サービスの利用料を徴収し、ユーザーからは利用料その他名目を問わず①乃至④を理由とする金銭は一切受領しません。具体的には、金融機関に対して、①定額の月額利用料、②本通知を行うための利用料（本通知 1 件あたりの利用料を定めることを予定しております）、③本融資申込みが発生した場合の利用料（本融資申込み 1 件あたりの利用料を定めることを予定しております）、④本金銭消費貸借契約に基づく借入額に一定の率を乗じることで算出される利用料、の全部又は一部を定めることを予定しております。

3. 当該事実が照会法令の適用対象とならないことに関する照会者の見解及び根拠

(1) 照会者の見解

照会者は、以下に述べるとおり、本サービスは貸金業法第 2 条第 1 項が定める「金銭の貸借の媒介」に該当しないため、照会者が本サービスを提供することは、貸金業法第 2 条第 1 項に定める「貸金業」に該当せず、同法第 3 条第 1 項及び同法第 11 条第 1 項に違反するとして、同法第 47 条第 2 号の罰則の対象になるものではないと考えます。

(2) 照会者の見解の根拠

貸金業法第 2 条第 1 項によれば、「貸金業」とは、「金銭の貸付け又は金銭の貸借の媒介（手形の割引、売渡担保その他これらに類する方法によってする金銭の交付又は当該方法によってする金銭の授受の媒介を含む。以下これらを総称して単に「貸付け」という。）で業として行うものをいう」とされております。貸金業法には、ここでいう「金銭の貸借の媒介」に関する定義規定は設けられておりませんが、一般に「媒介」とは、他人の間に立って両者を当事者とする法律行為の成立に尽力する事実行為、を意味すると解されており、「金銭の貸借の媒介」に該当するためには、他人が当事者として成立させる金銭消費貸借契約と媒介との間に因果関係の存在が必要となるものと

考えられます。具体的には、①当事者となる両者を具体的に特定することに関与していること、②当事者となる両者に直接働きかけを行い、両者もその働きかけについて認識を持っていること、③法律行為の一部に直接関わる役務を提供すること、及び④当事者となる両者の間で法律行為が直接成立し得る状況に置くこと、の要件を充足することが必要であると考えられます。

かかる「媒介」の解釈については、貴庁の平成19年11月2日付『貸金業の規制等に関する法律施行令の一部を改正する政令（案）』及び『貸金業の規制等に関する法律施行規則の一部を改正する内閣府令（案）』に対するパブリックコメントの結果等についてにおいても、「金銭の貸借の媒介」とは、「資金の融通を受けたい者と資金の融資を行いたい者との間に立って金銭消費貸借契約の成立に尽力する行為をいいます。これに当たるかどうかについては、個別事例ごとに実態に即して判断されることになるものと考えられますが、単に書面を取り次ぐのみといった場合には、基本的には「金銭の貸借の媒介」（法第2条第1項）には当たらないものと考えられます。」と解説されており、上記の照会者の見解と整合しております。また、貴庁は、かかる貴庁の見解をさらに具体化するものとして、平成27年12月1日付「金融庁における一般的な法令解釈に係る書面照会手続（回答書）」において、①商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付、②契約申込書及びその添付書類等の受領・回収、③住宅ローン等の説明会における一般的な住宅ローン商品の仕組み・活用法等についての説明といった具体的な例示を行った上で、これらの「各行為の事務処理の一部のみを行うに過ぎない場合は、金銭の貸借の媒介に至らない行為といえる場合もある」、という見解を示しております。なお、銀行法に関する解釈ではありますが、銀行法は、銀行代理業に該当しうる場合として、「資金の貸付け又は手形の割引を内容とする契約の締結の代理又は媒介」と定めているところ（銀行法第2条第14項第2号）、貴庁による「主要行等向けの総合的な監督指針」において、媒介に至らない行為の例として、①商品案内チラシ・パンフレット・契約申込書等の単なる配布・交付、②契約申込書及びその添付書類等の受領・回収、③金融商品説明会における一般的な銀行取扱商品の仕組み・活用法等についての説明、が挙げられており、貴庁は、「媒介」該当性に関する判断において、一貫して書面の取次ぎといった行為を、原則として「媒介」の範囲外と整理する見解を示しております。

以上を前提として、本サービスが「金銭の貸借の媒介」に該当するか検討いたします。

まず、本サービスにおけるユーザーと金融機関との間で締結される金銭消費貸借契約は、ユーザーと金融機関が自由に交渉した結果、両者が合意に至った場合に締結されるものであり、照会者は、ユーザーに対して金銭消費貸借契約締結の申し入れを推奨しているわけではなく、また、金融機関のカードローンサービス等に関する情報も掲載していないので、照会者は、ユーザーに対して金融機関とコンタクトを取るきっかけを与えているに過ぎません。実際に、照会者は、ユーザー及び金融機関間における交渉の有無、内容を把握しておらず、また、合意に至った場合に金銭消費貸借契約

の締結に必要となる手続についても関与しません。その他、照会者は、金融機関が提供するキャッシングやカードローンに関する説明や勧誘などの営業活動、正式な融資の申込み、面談、審査に必要な資料の要求及び提供、金銭消費貸借契約の締結及び当該契約の実行に必要となる条件の交渉や手続その他条件の確定や契約締結に関わる行為は行いません。

したがって、本サービスは、実態としては、ユーザーに対して金融機関のウェブサイトへのリンクを提供しているだけであり、換言すれば、商品案内チラシやパンフレットを、インターネットを通じて配布・交付しているに過ぎず書面の取り次ぎすら行っていないものと評価できますので、ユーザーと金融機関との間の金銭消費貸借契約の締結に直接関わる役務の提供や金銭消費貸借契約が直接成立し得る状況の提供は認められません。

以上の理由により、本サービスは、法律行為の成立に尽力するものとはいえ、「金銭の貸借の媒介」に該当しないため、照会者が本サービスを提供することは、貸金業法第2条第1項に定める「貸金業」に該当せず、照会者が同法第3条第1項及び同法第11条第1項に違反するとして、同法第47条第2号の罰則の対象になるものではないと考えます。

#### 4. 公表の延期の希望

##### (1) 理由

照会者は、本照会日現在において、本サービスにつき開発途中であるところ、貴庁によるご回答後、直ちに回答が公表されますと、照会者は、本回答を参照した事業者によるビジネスモデルの模倣のリスクにさらされることとなり、先行者としての利益を確保することができません。照会者としては、本サービスを正常かつ安全に提供するためには、回答受領後、4か月程度の開発及びテスト期間を要すると考えておりますので、本照会に対する回答から4か月が経過したときから公表されることを希望します。

##### (2) 公表可能時期

照会者は、本照会に対する回答について、回答から4か月が経過したときから公表されることを希望します。